

四日市市告示第154号

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

四日市市独立開業資金融資制度要綱（平成6年四日市市告示第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表2</p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>別表2</p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ <u>四日市志創業応援隊の窓口である商 工会議所の意見書</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p>

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(商工農水部商業勤労課)